会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
 - 2019年第3回美里町国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和元年11月28日(木)午後3時30分から午後4時まで
- 3 開催場所 美里町東庁舎2階第一会議室
- 4 会議に出席した者
 - (1)委員

大森俊雄委員(公益代表)、渡邉雅光委員(公益代表)、伊藤正雄委員(公益代表)、横山眞和委員(保険医代表)、玉手英一委員(保険医代表)、菅原隆司委員(被保険者代表)

(2) 事務局

町民生活課長 佐藤吉則、町民生活課課長補佐 中川由華、町民生活課国保年金係長 佐々木清孝、書記 小林晃太郎 税務課長兼徴収対策課長 菅井清

会議に欠席した者

野田清一委員(保険医代表)、木村和男委員(被保険者代表)、 佐々木恵美子委員(被保険者代表)

- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - (1)議題 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - (2)会議の公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 該当なし
- 7 傍聴人の人数

0人

8 会議資料

- 美里町国民健康保険特別会計補正予算(案)
- ・令和元年台風第19号により被害を受けた方
- ・令和元年台風第19号の被災者に対する国民健康保険の一部負担金の免除に関する規則

9 会議の概要

(1) 議題の審議結果又は今後の対応

令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審議、 原案のとおり承認、町長へ答申。

(2) 詳細な意見 (発言者氏名及び発言内容の記録 (要点筆記))

【会議の概要】

午後3時30分開会。相澤町長出張のため須田副町長挨拶。議長を会長の大森俊雄委員が行う。会議録署名委員は、伊藤委員、横山委員が行う。町長より諮問を受けた。

- ○大森会長:ただいま町長より諮問を受けました、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、審議に入ります。事務局より説明願います。
- 〇中川課長補佐:(資料に基づき説明した。)
- ○大森会長: ただいま説明のありました、令和元年度美里町国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)について、質問ございませんか。

(意見、質問なし)

- ○大森会長: 意見、質問がないようですので、令和元年度美里町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)について、承認してよろしいでしょうか。
- ○委員一同:はい。
- 〇大森会長:令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、 原案のとおり承認することに決しました。
- ○大森会長:諮問いただきました案件について、原案どおり答申いたします。
- ○大森会長:その他、事務局からございますか。
- 〇中川課長補佐:委員の皆様に御報告がございます。令和元年台風第19号の被災者に対する、美里町国民健康保険被保険者の医療機関等窓口負担金の支払い免除と国保税の減免の実施についてご説明いたします。

令和元年10月12日、13日に甚大な被害をもたらしました台風第19号につ

きましては、宮城県下全市町村に災害救助法が適用されたことにより、美里町といたしましては、台風被害に遭われた、国民健康保険被保険者の方の医療機関等受診時の窓口での一部負担金の支払い免除並びに国民健康保険税の減免について実施をしているところでございます。

まず、一部負担金の支払い免除の取り扱いにつきましては、該当要件等を美里町のホームページに掲載するとともに、令和元年台風第19号の被災者に対する国民健康保険の一部負担金の免除に関する規則を新たに定めて対応しております。

厚生労働省からは保険証や現金がなくても、罹災証明書の提示は不要なので口頭申告してくださいとありますが、被災状況によっては、該当要件に当てはまらない場合、またその逆も想定されますので、10月受診分の診療報酬明細書(レセプト)が国保連合会から審査公開される12月中旬以降、一部負担金免除の決定・還付並びに返還調整の対応をすることになります。

美里町においては21世帯に罹災証明書が発行されており、すでに1世帯2名の 被保険者の方に国民健康保険一部負担金免除証明書を発行しております。

また、これらの対応は介護保険及び後期高齢者医療保険においても同様の対応となります。保険給付側の説明は以上となります。

- ○大森会長: ただいま説明のありました、国民健康保険一部負担免除の説明についてご質問はございませんか。
- ○渡邉委員:被害の内容は浸水のみなのか、風害によるものもあるのですか。
- ○中川課長補佐:床上浸水が3件、床下浸水が10件、その他風害によるものもあります。規則にあるとおり半壊、床上浸水など要件はありますが、申請のあった1世帯に関しては床上浸水により、国民健康保険一部負担金免除証明書を発行しております。
- ○渡邉委員:わかりました。
- ○大森会長:罹災証明書がなくても受診できるとありますが、一部負担金免除の審査を行う際は罹災証明の内容をもとに判定しているのですか。
- ○中川課長補佐:はい。基本的には罹災証明書の内容で審査しております。しかし、 家屋自体は被災していないが、洪水に巻き込まれたりした被保険者の情報もあり ますので、そのようなケースに対しての対応はこれから考えていく予定です。
- ○大森会長: 国民健康保険一部負担金免除証明書がないと病院は受診できないので すか。
- 〇中川課長補佐:国民健康保険一部負担金免除証明書がなくても口頭で申し出れば 受診はできます。
- ○横山委員:罹災証明書や被災証明書がないと被災した証拠がないので、口頭で被 災したか判断するのは難しいのではないでしょうか。
- ○佐々木係長:美里町としては公開されたレセプトをもとに国民健康保険資格の確

認を行い、該当になる被保険者に対しては個別に連絡を取り、申請書を提出していただき、国民健康保険一部負担金免除証明書を発行する事務を行う予定です。

- 〇中川課長補佐:給付の分に関しては以上となります。続きまして、国民健康保険 税の減免について、菅井課長からご説明いたします。
- ○菅井課長:今回の台風第19号の被害の届出件数は、全体で39件ありました。そのうち住家以外の被災件数が20件で、罹災件数が19件の合計39件となっております。その中で罹災調査の19件のうち、浸水に関連した被害が13件となっております。床上浸水が3件であとは床下浸水となっております。風害によるものは6件でそのうち半壊が1件、あとは一部損壊で被害額は10%未満と調査結果が出ております。罹災証明書発行件数中、国民健康保険世帯が7世帯となっております。7世帯のうち床上浸水が2世帯でその2世帯に対しては、美里町国民健康保険税条例第23条の3第1項第4号に基づきまして減免を実施しております。納期未到来分の6期から10期分を2分の1の減免を執行いたしました。また、住宅の被災でもありますので、国民健康保険税のほかに固定資産税も併せて減免しております。

○大森会長:他に、質問ございませんか。

(意見、質問なし)

○大森会長:これをもちまして会議を終了します。